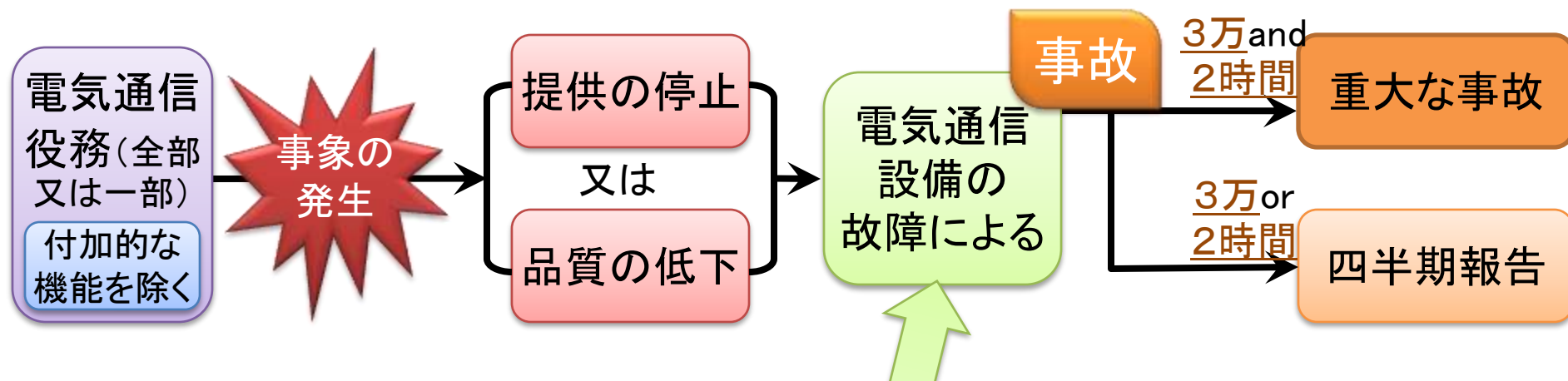


事故への該当性に関する判断について(現状)



電気通信事業法施行規則 第58条(報告を要する重大な事故)

法第二十八条の総務省令で定める**重大な事故**は、次のとおりとする。

- 一 **電気通信設備の故障**により**電気通信役務の全部又は一部**(**付加的な機能**の提供に係るものを除く。)の**提供を停止**又は**品質を低下**させた事故(他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。)であつて、**次のいずれにも該当するもの**

【現状の整理】

故障に当たる事象の例

- 設備障害(ソフトウェアバグ等を含む)による停止
- 自然災害(地震、火災等)による設備破損
- 人為的な作業ミスによる障害
- 通信路の経路設定誤り 等

故障に当たらない事象の例

- 予め計画された設備改修(メンテナンス)のための一時的なサービス停止
- 地震や企画型での輻輳状態を軽減するための発信規制
- 電気通信設備ではない利用者端末故障による停止 等

- ・報告対象の事故に当たるかどうかについては、事業者が個別に判断。
- ・事故への該当の可否が明確でない場合、行政に個別に相談し、判断。